

たとえばこんな方、  
ご相談ください。

相談は  
無料

- 消費者金融などからの借金だけでなく、家賃や公共料金なども滞納している。
- 債務整理は済んだけど、病気の治療費、学資などが必要になった。
- 現在、消費者金融会社数社に支払っているが、毎月の返済が苦しい。

家計表の作成、  
アドバイスを行います。

現在の家計の収支を把握し、改善点を見出します。

- 支出を減らす項目は無いかなど
- 債務整理により支払いが軽減されないかなど

当制度の貸付期間中の、教育費など将来見込まれる支出を加味した家計シミュレーションを作成し、生活の再生に向けて、中・長期的なアドバイスを行います。



※JR飯田橋駅西口  
※東京メトロ南北線・有楽町線飯田橋駅B2b出口  
※東京メトロ東西線・都営地下鉄大江戸線飯田橋駅B5出口



東京都生活再生相談窓口

(一般社団法人 生活サポート基金内)

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ6階

■ご相談のご予約、お問い合わせ

03-5227-7266

受付時間◎平日 月曜日～金曜日(9:30～18:00)

■ホームページ <https://www.tokyo-saisei.jp/>

■メール [info@tokyo-saisei.jp](mailto:info@tokyo-saisei.jp)

多重・過剰債務でお悩みの方へ

安定した暮らしに向けて、あなたの生活再生を応援します。

東京都生活再生相談窓口

(一般社団法人 生活サポート基金内)

多重債務者生活再生事業

2021年4月改訂

## 事業の内容について

相談は  
無料

- ご相談にいらした方のお悩みや状況に応じて、生活の再生のための方法を一緒に検討、ご提案します。
- 多重・過剰債務で、生活困難な状況にある方のうち、生活再生への意欲があり、かつ返済が可能と判断される方に対して、生活相談、家計表診断を実施したうえで、必要な資金を貸し付け、生活の再生を支援します。
- 貸付は、債務整理等によって金融機関からの借り入れができない方が対象となります。
- 必要に応じて、弁護士による法的アドバイスや専門家、関係機関への橋渡し、同行など解決へのサポートをします。
- 家計表の作成、アドバイスを通じて、生活再生へのお手伝いをします。
- 平成27年度から開始された生活困窮者自立支援制度に基づく、区市等の自立相談支援窓口と連携して、支援いたします。

- ◎「社会福祉法人東京都社会福祉協議会」が東京都の補助を受けて基金を設置・運用し、「一般社団法人生活サポート基金」が生活相談を行い「中央労働金庫」が資金の貸付を行います。
- ◎弁護士の協力により、弁護士が同席して相談を行う場合があります。

「生活困窮者自立支援制度」とは、しごとや生活に困っている方に対し、区市等の自立相談支援窓口の支援員が、相談者の状況に応じ、他の関連機関と連携して解決に向けた支援を行う制度です。

## 貸付資金について

### 貸付対象資金

- ・債務整理中や債務整理後の生活再生資金（生活費、引越費用、公共料金など）
  - ・個人再生や自己破産の手続きを行う際に一時的に必要となる資金など（債務整理をしようとしている本人は除く）
  - ・債務の借り換え資金（各種要件あり）
- ※「事業資金」は対象外となります

### お申し込みいただける方

- ・現在債務整理中または債務整理が終わった方
- ・東京都内に1年以上住所を有する方
- ・勤続年数が6か月以上の方
- ・課税所得が世帯で600万円以下の方（5人以上の世帯は人数の加算あり）

※ 資金貸付には、その他の要件があります。また貸付にあたっては、ご希望に添えない場合もあります。詳しくはご相談ください。

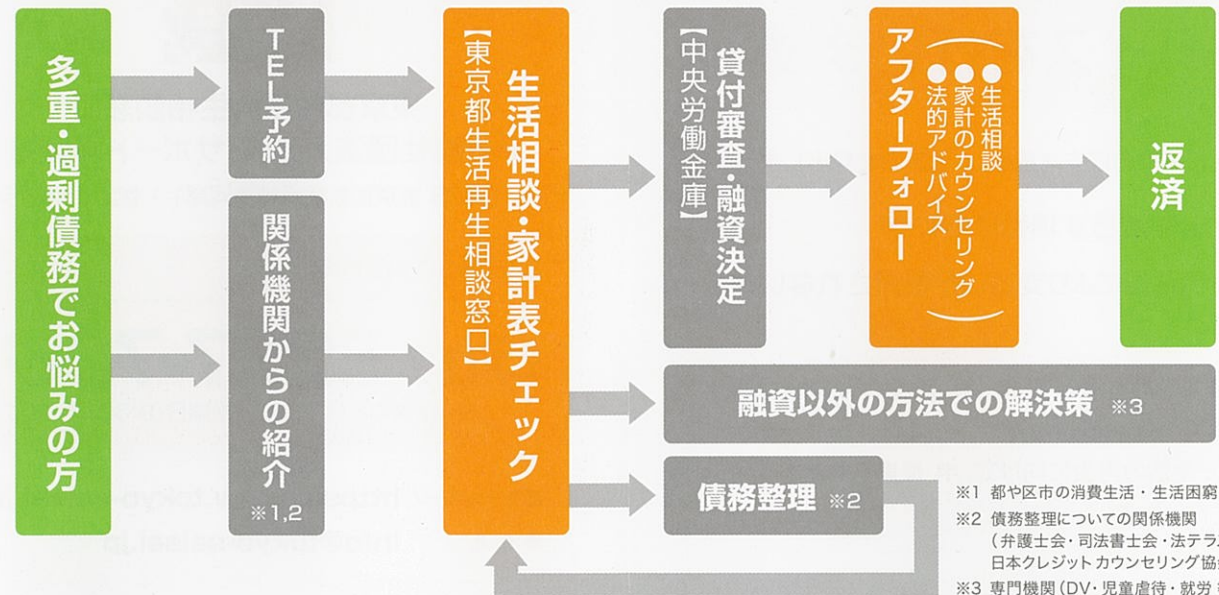
### 貸付条件

貸付限度額 …… …… …… 300万円  
 貸付利率 …… …… …… 年3.5%  
 返済期間 …… …… …… 7年以内  
 返済方法 …… …… …… 元利均等払い  
 連帯保証人 …… …… …… 1名以上  
 延滞損害金利率 …… …… …… 14.5%

### ご相談時の必要書類

- ・借入先の明細
- ・健康保険証
- ・給与明細 3か月分と源泉徴収票など

## ご相談から返済までの流れ



※1 都や区市の消費生活・生活困窮の相談窓口等  
 ※2 債務整理についての関係機関（弁護士会・司法書士会・法テラス・日本クレジットカウンセリング協会・被連協）  
 ※3 専門機関（DV・児童虐待・就労等）